

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務部総務財政課

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和3年法律第58号）の施行に伴い、出産や育児等における職員の離職を防ぎ、希望に応じて職員が仕事と育児を両立できるような雇用環境の整備を行う必要があることから、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を改正するものである。

2 改正内容

第23条を第25条とし、第22条の次に第23条として妊娠・出産の申出をした職員に対する関係制度の周知等を行う規定を、第24条として育児休業を取得しやすい雇用環境の整備に関する措置を講じる規定を新たに設ける。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第22条(略)</p>	<p>第1条～第22条(略) <u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u> 第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第25条(略) 附 則 1・2(略)</p>
<p>第23条(略) 附 則 1・2(略)</p>	